

重度障がい者等の就労支援の枠組み

職場等における支援

業務に関連する支援については、雇用主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」により支援を行い、業務以外のトイレや食事等の介助については、重度障がい者等就労支援事業により支援を行うものです。

	雇用施策	福祉施策
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	福岡市
支援内容	業務に関連する支援 (例) ○ 文書の代読、代筆 ○ 機器の操作や入力作業 ○ 業務上外出の付き添い等	左記以外に必要な支援 (例) ○ トイレや食事等の介助 ○ 喀痰吸引等
負担	納付金助成金 中小企業…助成率 9/10 (助成上限月額 150,000円) 中小企業以外…助成率 4/5 (助成上限月額 133,000円)	重度障がい者等就労支援事業
	企業負担 (残額)	利用者負担 (1割) (上限額あり。非課税世帯は負担なし。)

通勤支援

通勤に係る支援等については、支援開始から3か月までは企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して支援を行い、4か月目以降は重度障がい者等就労支援事業により支援を行うものです。

	雇用施策	福祉施策
	3ヶ月	4ヶ月目以降
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	福岡市
支援内容	通勤に係る支援、見守り	
負担	納付金助成金 中小企業…助成率 9/10 (助成上限月額 84,000円) 中小企業以外…助成率 4/5 (助成上限月額 74,000円)	重度障がい者等就労支援事業
	企業負担 (残額)	利用者負担 (1割) (上限額あり。非課税世帯は負担なし。)